

# 『日本靈異記』における「昔」

荒川 聡 美

## 一. はじめに

『日本靈異記』（以下『靈異記』）は、平安初期に成立したと考えられている、日本で最初の仏教説話集である。この『靈異記』の説話配列は、ほぼ時代順配列の法則にもとづいている。そして『靈異記』説話の大半は、天皇名を記載することで説話の時代を表す。小泉道氏は『靈異記』の〈時〉に関する記述について、以下のように述べている。<sup>1)</sup>

さて、日本靈異記の説話一一六縁における〈時〉に関する記述をみると、説話単位では、年時（年ないし年月日）を記すものが四〇縁以上、聖代（一〇〇天皇代）だけのものが約五〇縁あり、それらのないものと「昔」だけのもの計約二〇縁をはるかに上回る。なお、年月日まで記す延べ数は約四〇例である。右の数値を他の説話関係作品に照してみると、『風土記』（五風

土記と主たる逸文）では、年月日を完全に記す記事は、『出雲国風土記』意宇郡安来郷条で語臣猪麻呂の女がワニに食われた一件のみである。他は聖代を含む年どまりが延べ約一〇例ほどで、やはり「古老曰」等の形式をとり「昔」の伝承を記す記事が目立ち、〈所〉を重視する姿勢が看取される。一方日本靈異記から多数の説話を享受する『三宝絵詞』と『今昔物語集』の各当該条についても、全般に〈時〉の記述が稀薄になっている。以上によっても、日本靈異記の説話はとりわけ〈時〉の記述に意を用いていると思われる。

傍線部の小泉氏の指摘は納得できるものであるが、しかしその一方で、氏も言及しているように、所々に時代不明の説話が挿入されていたり、時代の配列が前後していたりする箇所がみられることも確かである。具体的な例を提示すれば、「昔」を使って時代を示す説話は六例、時代が不明確な説話は十六例（うち、五例は史書等によって時代が推測できる）、飛鳥・藤原京など、漠然とした時代の

み示されている説話は、四例ある。<sup>(2)</sup>つまり、一一六の説話のうち、二十六の説話が明確に時代提示をされていないのである。このような時代順配列、およびその「不完全さ」に何か意味があるのかは、考えねばならない。中でも、天皇名の代わりに「昔」という語を呈示することで時代を表す説話は、上巻に集中しており、これは注目すべき点である。また、この「昔」という語は、説話冒頭で時代を示す以外に、会話文や中国の文献を引用する際にも用いられている。この「昔」という語が、『靈異記』において、どのような意図をもって使用されているかを、本稿では検討したい。

## 二、「昔」と「古」

まず、『靈異記』において、「昔」という字はどのように訓まれていたのかを考える必要がある。『靈異記』の現存する最古の写本興福寺本には訓釈がついており、一部当時の訓みがわかる語も存在する。しかし残念なことに、この「昔」という語には訓釈がついていない。築島裕氏の『訓点語彙集成』を確認すると、「昔」という字を「むかし」と訓んだとおぼしき最初の例は、成立八三〇年ごろの『観弥勒上生兜率天経贊』の写本に見える。<sup>(3)</sup>また、『万葉集』には万葉仮名による「牟可之」(巻十五・三六九五、巻二十・四四八三)などの用例が見え、また和歌における音数から「昔」や「昔者」を「むかし」と訓むべき例も多く、古代から「むかし」という和語の

あったことは確かである。『靈異記』の成立年代は弘仁年間(八一〇〜八二四)であるから、『靈異記』成立のころには、「昔」を「むかし」とよんでいたと考えていいだろう。

さて、「昔」の用例を検討する前に、同じく過去を表す「いにしへ」と「昔」の違いを確認したい。「いにしへ」と「むかし」に関する『日本国語大辞典』の語誌を確認すると、以下のようにある。<sup>(4)</sup>

「いにしへ」は、「往にし方」の原義が示すように、「時間的」にものをとらえる場合に用いて「今」と連続的にとらえられるのに対して、「むかし」は、そのような「過ぎ去る」という時間的経過の観念が無く、「今」とは対立的に過去をとらえる場合に用いる。

このように、「むかし(昔)」という語が、現在から隔たりのある過去を示し、「いにしへ」は、連続した過去を示すというのが通説となっている。

最初に、「いにしへ」の例を『靈異記』内で確認しておこう。「いにしへ」が、一般的に、「古」という漢字で表記されるといふ点を経てがかりに、『靈異記』において、「古」という字で時を表す例を下に挙げる。

【資料一】『靈異記』における、時に関わる「古」の用例

a 今呼<sub>レ</sub>雷岡<sub>一</sub>(在<sub>二</sub>古京<sub>一</sub>小治田宮之北者)、(上・一)

b 所謂<sub>二</sub>古時<sub>一</sub>名為<sub>二</sub>雷岡<sub>一</sub>語本是也、(上・一)(※国会図書館本)

および新日本古典文学大系では「古京時」。

c 往古二已後、莫二過三斯奇、（中・十五）

d 往古二今来、未二都見聞、是亦我聖朝奇異事矣、（下・三十一）

a は、小子部栖軽が雷神を迎えた雷岡を割注で説明した部分であり、「古京」とは、推古天皇の御世の飛鳥小墾田宮を指す。過去を示す表現であるが、「古」単独でなく、「古京」という熟語を用いた表現になっている。b の用例は、a と同じ上巻第一縁における用例である。説話末尾において、雷岡の地名起源を語ったことを明言している。『靈異記』最古の写本興福寺本では「古時」となっているが、国会図書館本では「古京時」となっており、異同がみられる箇所である。諸注校訂が分かれるところだが、いずれにしろ a と同様に飛鳥京の時代を指し示す表現とみてよいだろう。過去の時間を表す表現だが、これは靈異が生じた時を表すものでない。各説話の冒頭の「昔」ほど、大きな意味を持つものでないといえる。c、d は、「往古」と書き、「いにしへ」と訓む可能性が高い。なぜなら、真福寺本下巻第三十一縁の訓釈（d）に「イニシへ」と見られるので、古くから「いにしへ」と訓まれてきたことが推測できるからだ。c、d は、それぞれの説話の内容をうけて、「これまで」にこのような不思議なことはなかった」と述べる役割を持っている。よって、こここの「いにしへ」は、靈異の不思議さを強調する表現として用いられていることがわかる。これは、過去を概観しての感想なので、先ほど挙げた辞書の定義にあっている。また、b と同様に説話内容

の時間には関係ない。

このように、『靈異記』での「古」という語を用いた表現は、継続した過去を表しており、さらにそれが用いられるのは、説話の靈異を表すためではなく、その内容をより詳細に語ったり、強調するためであることがわかる。

「昔」と「いにしへ」の違いを以上のように確認した上で、『靈異記』において「昔」がどのように説話を表現していたかを考えたい。

### 三、説話の時代を示す「昔」

まず、『靈異記』における「昔」の用例を、四つに分類する。I 序文における用例、II 各説話の冒頭において説話の時代を示す用例、III 説話内で過去の時を示す用例、IV 引用文における用例、である。IV の引用は、説話末尾におけるものであり、中国の経典や類書、仏教説話集の引用の際に用いられる。『靈異記』では、採録されている説話と同じ内容のことが、これらの書物にみえることを示すことで、因果の理をより強調するという傾向がある。では、この引用における「昔」の用法は、中国文献をそのまま引用したにすぎない表現なのだろうか。この点に着目して見ていきたい。

また、序文における用例は、以下の二例だが、今回は説話を中心に検討を試みたいので、提示するにとどめる。

## 【資料二】I序文における「昔」の用例

- ア. 昔漢地造<sup>三</sup>冥報記、大唐国作<sup>二</sup>般若験記、(上・序)  
 イ. 昔有二比丘、住<sup>レ</sup>山坐禪、每<sup>レ</sup>齋食時、折<sup>レ</sup>飯施<sup>レ</sup>鳥、(下・序)  
 それでは、IIの用例を確認してみたい。

## 【資料三】II各説話の冒頭部分において説話の時代を示す「昔」の用例

- ウ. 昔欽明天皇(是磯城嶋金刺宮食<sup>レ</sup>国天皇天国押開広庭命也)  
 御世、三乃国大乃郡人、(上・二)  
 エ. 昔敏達天皇(是磐余訳語田宮食<sup>レ</sup>国淳名倉太玉敷命也)御世、  
 尾張国阿育知郡片菟里、(上・三)  
 オ. 大和国添上郡山村中里、在昔有<sup>二</sup>椋家長公。(上・十)  
 (※「在昔有」の字を興福寺本は「有昔云」とするが、国会図  
 書館本、群書類従本は、「昔有在」とする。)  
 カ. 昔故京時、有二愚人、(上・十五)  
 キ. 昔大和国葛木上郡、有二持<sup>レ</sup>経人、(上・十八)  
 ク. 昔山背国、有二自度、姓名未<sup>レ</sup>詳也、常作<sup>レ</sup>碁為<sup>レ</sup>宗、(上・  
 十九)  
 ケ. 昔河内国、有二菰販之人、名曰<sup>二</sup>石別<sup>一</sup>也、(上・二十一)  
 コ. 其里人云、昔於<sup>二</sup>此寺辺<sup>一</sup>、有<sup>二</sup>賢婦<sup>一</sup>、姓名不<sup>レ</sup>伝焉、(上・三  
 十三)  
 サ. 紀伊国安謫郡信部寺之前、昔有<sup>二</sup>一家<sup>一</sup>、(上・三十四)

これらを概観すると、「昔」の語を冒頭に据え置き、漠然とした時代を示す例はオ、キ、ク、ケ、コ、サである。コは会話文の中の用例だが、この部分にしか時間の記述が見られないので、説話の時制を表す語として判断してよいだろう。説話の冒頭での用法について、『角川古語大辞典』は、「古くからの伝承で実際にあったことだということを示す」のに「昔」が用いられたと説明している。<sup>(5)</sup>

「昔」という語については、多くの議論がなされてきた。<sup>(6)</sup>特に、上代文献を考えるにあたって、西郷信綱氏の論は貴重である。西郷氏は、「物語や昔話の「昔」は歴史的時間の中にある。もつと正確にいえば、それは歴史的時間のなかで自覚された、そして、「今」とは直接的にはかかわらぬ向う側の過去である」と定義づける。そして、物語や昔話と神話は別の種類のものともなし、神話の世界は無時間的であり、神話は現代の諸関係を正当化する役割をもつと述べる。<sup>(7)</sup>西郷氏は、神話と比較して、昔話や王朝の物語を「興味本位の虚構の文芸」と述べるが、そこに役割を見出さなかったわけではない。「昔物語はかたがた世のありさまを知り、処世の術を身につける方便でもあった」とし、「仏法が説教の方便にとりあげたのは、昔話のこうした教訓的機能に目を付けたもの」と説いている。<sup>(8)</sup>この教訓的機能こそが、『靈異記』の仏教の因果の理を語ることにつながるだろう。

このような西郷氏の論と同様の論理を用いて「風土記」の「昔」を検討した例に、松本直樹氏の論がある。『出雲国風土記』大原郡

阿用郷条目一つの鬼の話に出てくる「昔」に関して松本氏は、

「昔」（イニシへとは異なる）で始まり、いずれも名前のない父母と子と、神でもない鬼との物語は、現在の社会（地名を含む）に責任と規制力を有する神話では既になく、「むかし男ありけり」「むかしむかし或る所に」といった物語や昔話への傾斜を見せているが、それを加速させたのが古老という外部の目線であるように思う。

と述べている<sup>(9)</sup>。つまり、「昔」という語は、「今」に影響を及ぼし、責任を有する「いにしへ」とは異なり、現在と乖離し責任のない語であるとしたのだ。「風土記」のなかに「昔」という語は多くみられるが、五風土記のなかでも成立が遅い『出雲国風土記』にみられる唯一の「昔」の用例が、「昔」の特色を色濃く反映しているのは、注目に値する。

以上の論をうけて考えてみると、『靈異記』説話冒頭における「昔」とは、歴史的事柄を語る上で、「今」と隔離された一定の期間を切り取り、それをいくつも語ることで、神話とは異なる説教的方法で、仏教の権威を示そうとしていることが分かる。このような手法から、編者景戒が、「今」とはかけ離れた「昔」から同じような現象が何度も起こっていることを提示し、仏教の論理をより明確に印象づけようとしていることが見て取れる。

一方、ウ、エ、カの用例は「昔」一字で過去を表すものではない。「昔+時代表記」で時代を示している。「欽明天皇御世」、「敏達天皇

御世」、「故京時」で十分に時代を提示することができるのに、なぜ「昔」をつけるのだろうか。このような時代提示形式は、実は「風土記」にも見られ、秋本吉郎氏がこの表記に関して言及している。

秋本氏は、「風土記」における「昔+何天皇之世」の三つの用例に着目する。そして、「何天皇之世」という用例の多くが、天皇または大和朝廷に関連する事象であることを確認した上で、「過去事象の一般的な時の表示方式」としては「昔」と記すのが唯一のものであるとせねばならない。「何天皇之世」は過去事象が天皇（大和朝廷）に關聯するといふ特定な事象についての時の表示方式としてあり得るものであつて、それは勿論一般的な過去表示の「昔」の中に屬すべきことになる。「昔、何天皇之世」といふ二重の時の表示の如く見えるものは、右の意味で理解すべきものであつて、「昔」の時を細分指示する「何天皇之世」の意味のものではない。」と結論づける<sup>(10)</sup>。なお、秋本氏は、『靈異記』の「何天皇之世」の用例にも触れているが、『靈異記』成立時代には、大和朝廷の中央集権が不動のものになってきているため、『靈異記』において、天皇や朝廷・政治に關係のない記事に「何天皇之世」の表記が使用されていても、認容看過してよいと判断している<sup>(11)</sup>。

このような一般的な過去の「昔」と「何天皇之世」とを記す「風土記」の表記方法は、天皇や大和朝廷との関わりの深さにおいて違いはあるものの、表記方法の一つとして『靈異記』に引き継がれたのではないだろうか。また、ウ、エで天皇の和風諡号が割り注で示

されている点にも注目したい。『靈異記』内では天皇の称号表記は多少ゆれがあるが、「風土記」以来の時代表記方法を採用している部分にかぎって、やはり「風土記」と同様の和風諡号が用いられていることは、「風土記」の影響を受けたという有力な証拠となるだろう。

また、冒頭でも触れたように、カクサの例を見ると、「昔」という用字を使って説話の時代を示すものは、上巻にしかみられないことがわかる。この特徴については『新潮日本古典集成』が既に指摘している。<sup>(12)</sup>

では、景戒はどこまでの期間を「昔」と定めたのか。上巻に収録されている説話の設定年代は、雄略天皇から聖武天皇にいたる約三百年間である。ちなみに中巻は聖武天皇から淳仁天皇の約四十年間、下巻は称徳天皇から嵯峨天皇までの約五十年間の話が収められている。このように天皇代の区切りを意識して眺めてみると、上巻の大半が平城京以前の天皇の話であることがわかる。また、「昔」が付加されている天皇の御世も、欽明天皇、敏達天皇といった平城京の時代よりはるか過去の天皇の御世である。おそらく、弘仁年間から百年以上前の遷都という一大行事を時代の画期とし、「昔」を定める基準としたのだろう。

思うに、『靈異記』において「昔」という語は、平城京以前を指す用語として機能していたのではないだろうか。さらに、用例カの「故京」は、先ほどの「古京」と同義で、平城京以前の飛鳥・藤原

京を指すと諸注は指摘している。「昔」と「故京」が組み合わせられていたことからしてもこの推測は妥当だろう。

#### 四・説話内での過去を示す「昔」

次に、説話内において過去の時を示す例を検討したいと思う。『日本国語大辞典』は「むかし」の派生的な意味として、「生前、前世」の意を認めているが、この用法は、まさにこのⅢの用例に見られる。<sup>(13)</sup>

#### 【資料四】Ⅲ説話内で過去の時を示す「昔」の用例

- ★シ。万侶怪而問之、答、昔吾与兄共行交易、吾得銀冊斤許、時兄妬忌、殺吾取銀、(上・十二)
- ★ス。于時夢見、有人曰、汝昔先身、生在伊予国別郡早部猴子時、(上・十八)
- ▼セ。居床而瞻言、若死昔我子靈矣、(上・十八)
- ★ソ。王詔広国曰、今召汝者、依汝妻憂中之事、即召一女、見之昔死妻、(上・三十)
- ◆タ。三野国片県郡小川市、有二力女、為人大也、名為三野狐(是昔三野国狐為母生人之四継孫也)、(中・四)
- ◆チ。時尾張国愛智郡片輪里、有二力女、為人少也(是昔有元興寺道場法師之孫也)、(中・四)
- ▼ツ。我昔先世、偷用子物、所以今受牛身、以償其債、

(中・十五)

テ. 大倭国平群郡鵜村岡本尼寺、観音銅像有二十二体〔昔少  
聖田宮御宇天皇世、上宮皇太子所住宮也〕(中・十七)

ト. 優婆夷、欲買彼經、遣使而還、開經見之、彼優婆夷、  
昔時奉写梵網經二卷心經一卷也、(中・十九)

◆ナ. 久玖利之妻、有同国愛知郡片瀨里之女人〔是昔有元興  
寺、道場法師之孫也〕(中・二十七)

▼ニ. 買花香油、而以參往於丈六仏前、奉白之言、我昔世、  
不修福因、(中・二十八)

▼ヌ. 汝昔先世、負彼之物、不償納故、今成子形、徵債而  
食、(中・三十)

▼ネ. 是昔物主、(中・三十)(※ヌの続き)

ノ. 昔諸樂宮廿五年治天下、勝宝応真聖武太上天皇之御世、  
(下・三十九)

※★…生前の意。 ▼…前世の意。 ◆…靈異記内の時間軸に関  
わる表現。

ネでは、髑髏になってしまった人物の生前を語る際に「昔」とい  
う語が使用されている。このような例は他にもある。また、ソの例  
では、膳臣広国が冥界に行き、そこで死んだ妻を、「昔死妻」と表  
現している。このように見ると、「昔」は、生前の時を表す役  
割を果たしていることがわかる。

セは、修行中の人物がどうしても法華經の一字を覚えられず、そ

の理由が前世の行動にあると発覚する場面に「昔」が用いられてい  
る。セの説話内には、もう一カ所「昔」が見られるが、それは主人  
公が夢の中で、ある人に自分の前世を教えてもらう場面である。

他に前世を示す例は、ツ、ニ、ヌ、ネである。ツでは、高橋連東  
人が母が牛になった理由を知る話に「昔」の字が使われる。

ニの用例では、貧しい女性の大安寺の大仏への祈りの言葉に、  
「昔」が使用されている。このニの用例は「昔世」という熟語表現  
になっている。同様の前世の用法であるツ、ヌでは、「昔」と「先世」  
を組み合わせて使用している。このような使い方をすることで、単  
なる歴史時間軸の昔ではなく、前世を示す「昔」という用法を提示  
しているように思える。

ヌ、ネの例である中巻第三十縁では、行基の説法を聞いていた女  
の赤子が泣いた理由が、女の前世にあることを説明する時に「昔」  
が用いられている。

タ、チ、ナは割注の用例である。この割注で語られる内容は、『靈  
異記』内での「昔」のできごとである。タは上巻第二縁に出てきた  
三野狐の話の内容を、チ、ナでは上巻第三縁の道場法師の説話を、  
それぞれ「昔」として語っている。このような記述の仕方は、『靈  
異記』内に統一した時間意識や歴史を存在させているようである。

テ、ノは用例Ⅱと同様に、歴史を示す方法であろう。ノの用例は、  
聖武天皇の時代の記事であり、平城京以前の時を表す用法から外  
れているようにも思うが、下巻第三十九縁は、追補記事であるとい

う説が有力であるため、この縁は例外と考えてよいであろう。

このように、説話内で時代を語る用例にも、景戒の歴史観が垣間見える。Ⅲの用例は中巻に多いが、中巻は主に聖武朝の出来事であり、ノは例外としても、タ、チ、テ、ナの用例は、説話の内容と、「昔」を使って示す内容とでは、時制の上では隔たりがある。

まだ検討していないトの用例は、閻魔大王によって冥界に呼ばれた優婆夷が、冥界から戻ったあと、冥界に行く前に自分が書き写した経典を、偶然市で発見するという場面である。蘇生記事での用例ではあるが、ここにも「死」という断絶がみられる。

以上のように、「昔」を説話内で使用する際には、登場人物の生前もしくは前世のものを表していた。例外の場合でも、蘇生前の出来事を指しており、「死」という大きな断絶の前を示している。このように、『靈異記』の「昔」とは、歴史の軸においても、人生や輪廻転生の軸においても、かなりの断絶を意識して用いられていることが推測される。

## 五. 引用文における「昔」

最後に、Ⅳ『靈異記』の引用文における「昔」の用例を検討したい。

### 【資料五】Ⅳ『靈異記』の引用文における「昔」の用例

※出典に傍線を付してある。

- ハ. 如<sup>レ</sup>顔氏家訓云、昔<sup>レ</sup>江陵劉氏、以<sup>レ</sup>壳<sup>レ</sup>罈囊<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>業、後生<sup>一</sup>児、頭具是罈、自<sup>レ</sup>頸以下、方<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>人身<sup>一</sup>者、其斯謂之矣、(上・十一)
- ヒ. 如<sup>レ</sup>鼻奈耶經說、迦留陀夷、昔<sup>レ</sup>作<sup>レ</sup>天祀主、由<sup>レ</sup>殺<sup>レ</sup>一羊、今雖<sup>レ</sup>作<sup>レ</sup>羅漢、而後得<sup>レ</sup>怨報、於<sup>レ</sup>婆羅門之妻<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>殺<sup>レ</sup>云々(中・五)
- フ. 如<sup>レ</sup>經說、昔<sup>レ</sup>仏与<sup>レ</sup>阿難、自<sup>レ</sup>墓辺<sup>レ</sup>而過、夫妻二人、共備<sup>レ</sup>飲食、祠<sup>レ</sup>墓慕哭、夫恋<sup>レ</sup>母啼、妻詠<sup>レ</sup>嬰泣、仏聞<sup>レ</sup>妻哭、出<sup>レ</sup>音而嘆、阿難白言、以<sup>レ</sup>何因縁、如來嘆之、仏告<sup>レ</sup>阿難、是女先世産<sup>一</sup>男子、深結<sup>レ</sup>愛心、口喫<sup>レ</sup>其子閉、母經<sup>レ</sup>三年、儻<sup>レ</sup>倏得<sup>レ</sup>病、臨<sup>レ</sup>命終時、撫<sup>レ</sup>子啜<sup>レ</sup>閉。而斯之言、我生々世々、常生相之、生<sup>一</sup>隣家女、終成<sup>レ</sup>子妻、祠<sup>レ</sup>白夫骨、而今慕哭、知<sup>レ</sup>本末事、故我哭耳者、其斯謂之矣、(中・四十一)
- ヘ. 又如<sup>レ</sup>經說、昔<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>人兒、其身甚輕、疾走如<sup>レ</sup>飛鳥。父常重愛、守育如<sup>レ</sup>眼。父見<sup>レ</sup>子輕、譬之而言、善哉我兒、疾走如<sup>レ</sup>狐、其子命終、後生<sup>レ</sup>狐身、(中・四十一)
- ホ. 昔<sup>レ</sup>仏在世時、舍衛城須達長者之女蘇曼、所<sup>レ</sup>生卵十枚、開成<sup>一</sup>十男、出家皆得<sup>レ</sup>羅漢果、(下・十九)
- マ. 往<sup>レ</sup>昔過去、羅睺羅作<sup>レ</sup>國王時、制<sup>レ</sup>一<sup>レ</sup>獨覺、不<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>乞食、入<sup>レ</sup>境不<sup>レ</sup>聽、七日頃飢、依<sup>レ</sup>此罪報、羅睺羅、不<sup>レ</sup>生<sup>レ</sup>六年、在<sup>一</sup>母胎中<sup>一</sup>者、其斯謂之矣、(下・二十四)

ハの用例から見ていこう。これは、『顔氏家訓』の一節から引用されている。劉氏は、うなぎの吸い物を作ることを生業にしていた。後に子どもが生まれたが、頭がうなぎの形をして、体が人間の形をしている子だったという話である。以下に『顔氏家訓』の該当箇所を挙げて、確認してみたい。

○江陵劉氏、以<sub>レ</sub>売<sub>ニ</sub>鱒<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>業。後生<sub>ニ</sub>一兒。頭是鱒。自<sub>レ</sub>頸以下、方<sub>レ</sub>為人耳。(『顔氏家訓』卷第五 帰心第十六)

用字の相違は見られるものの、内容は完全に一致しているといつてよいだろう。だが、『顔氏家訓』では、この説話が、いつの時代のものかを明記していない。

実は、この部分は仏教類書の『法苑珠林』にも『顔氏家訓』からの引用で同様の一節がみられることが指摘されている。『靈異記』が類書を参考にしたことは、諸氏の指摘するところなので、広く類書も見えていくことにする。では『法苑珠林』の該当箇所を見てみよう。

○梁時江陵劉氏。以<sub>レ</sub>売<sub>ニ</sub>鱒<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>業。後生<sub>ニ</sub>一兒。頭具鱒。自<sub>レ</sub>頸以下。方<sub>レ</sub>為人耳。(『法苑珠林』卷第七十三 十惡篇第八十四 殺生部第四 引證部第二)

『法苑珠林』では、「梁時」と、時代の表記が明確になされている。『顔氏家訓』は『日本国見在書目録』の「雑家」に見られる。また、吉備真備の『私教類聚』は『顔氏家訓』を強く意識していると指摘されており、景戒が『顔氏家訓』を目に出来た可能性を考えること

はできる。景戒が、『法苑珠林』と『顔氏家訓』どちらの書を参照したかは、判断がつきがたいところである。『顔氏家訓』の内容は、『靈異記』からしてみれば過去の事であるから、「昔」と表記してもおかしくはない。しかし、どちらの書物を参照したにせよ、『顔氏家訓』にみられない「昔」という表記を行っている点、『法苑珠林』の「梁時」という表記を「昔」に変えている点、どちらも奇妙である。過去を表す部分を、「昔」と一律に表記する法則が、『靈異記』にはあったのだろうか。

次に、ヒの用例を見てみよう。引用元は『鼻奈耶』である。

○尊者迦留陀夷本造<sub>ニ</sub>何惡。今得<sub>ニ</sub>阿羅漢<sub>ニ</sub>故。為<sub>ニ</sub>此婆羅門家所<sub>レ</sub>殺。世尊告曰。迦留陀夷<sub>レ</sub>往昔久遠時。作<sub>ニ</sub>天祀主。有<sub>ニ</sub>五百群賊。劫掠得<sub>レ</sub>物。持入<sub>ニ</sub>舍衛國。五百群賊截<sub>ニ</sub>羊四足。持來祠<sub>レ</sub>天。天祠主即斷<sub>ニ</sub>此羊命。爾時、五百群賊截<sub>ニ</sub>羊四足者。今祇桓塹中五百群賊是。時天祠主斷<sub>ニ</sub>羊命者。今迦留陀夷是。雖<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>阿羅漢<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>免宿對。(『鼻奈耶』卷第九)

『鼻奈耶』では該当説話が非常に長いので、関係のある部分のみを挙げた。『鼻奈耶』では、以下の内容を語る。迦留陀夷が、羅漢であった時、一人の婆羅門に世話になっていた。その婆羅門は死後、息子夫婦に迦留陀夷を世話するよう頼んだ。ある日、息子が留守の時、家に五百人の賊がやってきた。そのうちの一人に美男子がおり、その賊と妻は密通を犯す。密通がばれるのを恐れた妻は賊に命じて、迦留陀夷を殺させるといふ話である。このようなことが起こった理

由は、迦留陀夷が過去に天祀主だったとき、五百の人とともに一匹の羊を殺し、祀ったことによるという。この説話は内容の一部のみを見て、『靈異記』以上はかなり詳細に説話を示していることがわかる。この内容を、『諸経要集』は、より省略した形で掲げる。

そして『諸経要集』とほぼ同文の記述が、『法苑珠林』にも見られる。

○又鼻奈耶律云。昔仏在世時。舍衛国中有二婆羅門。常供養迦

留陀夷羅漢比丘。…中略…迦留陀夷。本造何惡。為婆羅門婦所殺耶。仏告比丘。迦留陀夷乃往過去。作大天祀主。有

五百人。牽其一羊。截於四足。將詣天祀。而共乞願。祀主得已。即便殺之。由殺羊故。〔諸経要集〕卷第十四 十惡

部第二十三 殺生緣第一

○又鼻奈耶律云。昔佛在世時。舍衛国中有二婆羅門。常供養迦留陀夷。…中略…迦留陀夷。本造何惡。為婆羅門婦所殺耶。

佛告比丘。迦留陀夷乃往過去。作大天祀主。有五百人。

牽其一羊。截於四足。將詣天祀。而共乞願。祀主得已。即便殺之。〔法苑珠林〕卷第七十二 十惡篇第八十四 殺生部第

四 引證部第二

さて、迦留陀夷が天祀主だった時を示す表現を確認すると、『鼻奈耶經』は「往昔久遠」、『諸経要集』は「乃往過去」という語で過去を表しており、「昔」ではない。『法苑珠林』の用字も『諸経要集』と同様に、「乃往過去」となっている。いずれの書を景戒が見ているにしろ、内容を要約する際に、意図的に「昔」の語を使用してい

ることがわかるだろう。

フ、への經典の引用元は不明である。

次に、ホの用例を見てみよう。ホの引用元は、『賢愚經』である。釈迦が存命中の出来事を語るという設定である。語ったというのは、須達長者の娘である蘇曼が卵を十個産み、それらが孵って、十人の男子が産まれたという奇異の内容である。『賢愚經』の記述を以下に掲げる。これも元の記事が長いので、『靈異記』と重なる部分のみを掲げる。

○如是我聞。一時仏在舍衛国祇樹給孤獨園。爾時須達長者。

末下小女。字曰蘇曼。…中略…後遂懷妊。生卵十枚。卵後開敷。有二十男兒。〔賢愚經〕卷十三蘇曼女子子品第五十八

同様の内容が『経律異相』にもあるが、釈迦の生前という時間設定の表記が見られない。

○舍衛国須達長者。末生小女。字曰蘇曼。…中略…後遂懷妊生

十卵。卵後開敷有二十男兒。〔経律異相〕卷第三十八優婆夷部蘇曼女產十卵成十男并其住緣三

前掲の『賢愚經』の「一時」という語は、『大漢和辞典』の示す「あるとき。かつて。」の意に相当すると思われる。<sup>14</sup>この部分でも、景戒が「昔」という語を好んで用いていることがわかる。

最後にマの用法を確認したい。この部分の典故は、『大智度論』である。昔、羅睺羅が前世で国王であったときに、一人の独覺を飢えさせてしまった。このことが原因で、羅睺羅は六年間生まれるこ

とができずに、母の胎内にいたという話である。『大智度論』の過去を表す語は、「過去久遠遠世時」であり、「往昔」と表記する『靈異記』とは異なる。また、同様の説話内容が、『経律異相』や『法苑珠林』にも見られる。以下、『大智度論』および同様の内容を含む資料を掲げる。

○汝子羅睺羅。過去久遠世時曾作三國王。時有二五通仙人一來入三王国。…中略…王入三宮中六日不<sub>レ</sub>出。此仙人在三王園中六日飢渴。仙人思惟。此王正<sub>レ</sub>以此治<sub>レ</sub>我。王過六日而出辞謝仙人。我便相忘莫<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>咎也。以<sub>レ</sub>是因縁<sub>レ</sub>故。受<sub>レ</sub>五百世三惡道罪。五百世常在<sub>レ</sub>母胎中。〔『大智度論』釋初品中禪波羅蜜第二十八卷第十七）

○羅睺羅過去時。曾作三國王。時有二五通仙人一來入三王国。…中略…王曰。若必欲爾小停待<sub>二</sub>我入<sub>レ</sub>宮。入<sub>レ</sub>宮六日方出。仙人飢渴。仙人曰。恐王正<sub>レ</sub>以此治<sub>レ</sub>我。王出辞謝<sub>レ</sub>去。因是五百世中常六年在<sub>レ</sub>胎。〔『経律異相』卷第七諸釋部 羅睺羅處胎六年五）

○如<sub>二</sub>佛本行經云…中略…羅睺<sub>レ</sub>往昔爲<sub>レ</sub>王。將<sub>二</sub>彼仙人入<sub>レ</sub>苑。六日不<sub>レ</sub>出。故在<sub>二</sub>母胎止住<sub>レ</sub>六歲。〔『法苑珠林』卷十 千仏篇第五 納妃部第九 胎難部第五）

○又言<sub>二</sub>覆障<sub>一</sub>、六年在<sub>レ</sub>胎、爲<sub>レ</sub>胎所<sub>レ</sub>覆也、又七年在<sub>レ</sub>母腹中、一由<sub>二</sub>往業<sub>一</sub>、二由<sub>二</sub>現在<sub>一</sub>、往業者、昔曾作<sub>二</sub>國王<sub>一</sub>、制斷<sub>二</sub>獨覺<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>聽<sub>レ</sub>入境、獨覺<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>山、七日不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>乞<sub>レ</sub>食、因墮<sub>二</sub>地獄<sub>一</sub>、余報猶

經七年、在<sub>二</sub>母胎中<sub>一</sub>。〔『一切経音義』卷二十一 大菩薩藏經）

○智度論云。羅雲過去爲<sub>レ</sub>王。六日飢餓仙人。〔『維摩経義疏』卷第三 弟子品第三）

※『摩訶僧祇律』卷第十七、『仏本行集経』卷第五十五にも似た内容の記述があるが、時に関する表記はなく、飢えさせた相手は「仙人」である。

『法苑珠林』は、『靈異記』と同様の「往昔」という表現を使用している。ちなみに、『靈異記』において「往昔」という表現がみられるのはここだけである。『靈異記』は『法苑珠林』を参考にしたのだろうか。しかし、これらの引用元は、大筋の内容が『靈異記』の引用部分と一致するものの、飢えさせた相手が「仙人」という点が異なっている。『靈異記』では「獨覺」となっている。狩谷掖斎の『日本靈異記攷証』によれば、玄心(15)の『一切経音義』の記述が一致するようである。だが、『一切経音義』の記述では、母の胎内にいた年数に違いがあり、これらのことからすると、『一切経音義』と何かの書物を組み合わせて『靈異記』の文章を作成した可能性が考えられる。この作成の際に、「往昔」という「昔」を含む語を選んだことは注目される。

概観すると、景戒は「昔」という字を好んで用いる傾向にあることが推測できる。

では、以上の引用文献に見られた「一時」「過去」といった表現は、さかのぼった時や時代を表す表現として『靈異記』中で使われている

るのだろうか。以下に『靈異記』内における「過去」の用例を掲げる。

【資料六】『靈異記』における「過去」の用例 ●…前世の意。

○善悪因果経云、欲<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>過去<sub>一</sub>因、見<sub>二</sub>其現在果<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>未來報<sub>一</sub>、

見<sub>二</sub>其現在業<sub>一</sub>者、其斯謂之矣、(上・十八)

●雖<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>畜生<sub>一</sub>、而我<sub>レ</sub>過去<sub>二</sub>父母<sub>一</sub>。六道四生、我所<sub>レ</sub>生家、故<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>

慈悲<sub>一</sub>也、(上・二十一)

●行基大德携<sub>レ</sub>子女人視<sub>二</sub>過去<sub>一</sub>怨<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>投<sub>レ</sub>淵示<sub>二</sub>異表<sub>一</sub>縁第卅

(中・三十一)

●覆思之、猶是過去怨、斯亦奇異之事也、(中・三十三)

○毗瑠璃王、報<sub>二</sub>過去<sub>一</sub>怨、而殺<sub>二</sub>積衆九千九百九十九万人<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>怨報

<sub>レ</sub>怨、々猶不<sub>レ</sub>滅、(下・二)

●往昔過去、羅睺羅作<sub>二</sub>国王時<sub>一</sub>、制<sub>二</sub>一<sub>一</sub>獨覺、不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>乞<sub>レ</sub>食。入<sub>レ</sub>境

不<sub>レ</sub>聽、七日頃飢、依<sub>二</sub>此罪報<sub>一</sub>、羅睺羅、不<sub>レ</sub>生<sub>二</sub>六年<sub>一</sub>、在<sub>二</sub>母胎中<sub>一</sub>

者、其斯謂之矣、(下・二十四)

○授<sub>二</sub>本垢者<sub>一</sub>、過去<sub>二</sub>時本有善種子之煩惱所<sub>レ</sub>覆、久不<sub>レ</sub>現<sub>二</sub>形<sub>一</sub>、

(下・三十八)

上巻第十八縁、下巻第二縁は時を表す表現だが、上巻第十八縁は『善悪因果経』の引用であり、『靈異記』独自の表現とは言い難いものである。また、これら二つは形容詞的用法であり、「昔」のように時制を表すものとは少し異なる。それ以外の上巻第二十一縁、中

巻第三十縁、三十三縁、下巻第二十四縁はすべて「前世」の意に解しうるものであり、下巻第三十八縁のみが時を表す例になる。

また、「一時」の用例もみてみよう。

【資料七】『靈異記』における「一時」の用例

○天生生知、十人一時<sub>二</sub>訟白之状<sub>一</sub>、一言不<sub>レ</sub>漏、能聞之別、(上・四)

○三日之後、忽然火起、内外屋倉、一時<sub>二</sub>皆焚<sub>一</sub>、(上・二十三)

○一時<sub>二</sub>出家<sub>一</sub>、百人俱得<sub>二</sub>阿羅漢果<sub>一</sub>、(下・十九)

『靈異記』内では、すべての表現が、「同時に」という意で使用されており、過去という時間軸を表す表現ではないことがわかる。

ちなみに、「往昔」の用例は、下巻第二十四縁のみであり、「久遠」の用例はない。

なお、『靈異記』が引用する經典の文言には、過去を表す表現は、中巻第三十二縁の「宿」と「往昔」しか見られなかった。また先ほど、ウ、エの經典の引用元は不明とのべたが、經典の引用の際に「昔」を用いている点は注目される。これまで、引用における「昔」の用例をみてきた。『靈異記』では、過去を表現する語においても、引用文の語をそのまま使用するのでなく、「昔」という語を使用し、ある程度の統一をはかろうとしている。

仏典の内容は、仏教への理解において、重要なものといえる。しかし、仏教を広めるためには、異国の話ばかりでは効果的といえない。そこで、日本の説話を交え、その上で平城京の時代や生前のこ

とを語るのと同様に「昔」という語を使って伝典を引用した。このように、より伝典の内容を受け入れられるような工夫を、景戒は施したのかもしれない。

## 六．中国仏教説話集・上代文献の「昔」

最後に簡単ではあるが、『靈異記』と深い関わりを持つ『冥報記』や『金剛般若経集験記』といった中国の仏教説話集、および『古事記』『日本書紀』を初めとした『靈異記』以前の日本の文献における「昔」の用法を確認しておきたい。『冥報記』には「昔」の用例が七つある。そのうち、「昔」で語り出す例は見られず、三例が「生前」の意をもつものだった。また、『金剛般若経集験記』に「昔」は三例見られるが、ここでも「昔」で語り出す用例は序文にしか見いだせない。

日本の主要文献に目を向けてみると、『古事記』には「昔」の用例は一つしかなく、新羅国主の子である天之日矛の話を語るものである。『日本書紀』には「昔」の用例が三十八みられる。巻第十九欽明天皇紀あたりから、中国にまつわることがらを「昔」の字を使って引用する傾向も見られる。<sup>16</sup> また、周知のとおり、「風土記」には、「昔」を冠して、地名起源を述べる記述が多く存在する。先ほど「昔+時代表記」の例で見たように、明らかに『靈異記』に影響をあたえたといつてよいだろう。さらに、『続日本紀』の例をみ

ると、半数近くが中国の文献を引用する際に「昔」の字を用いている。<sup>17</sup>

このような中国仏教説話集における「生前」という用法、および日本諸文献の「昔」で語り始める用法や中国文献を引用する用法、『靈異記』の「昔」はそうした日中双方の用法を受け継いでいたといえるだろう。

## 七．おわりに

これまで、『靈異記』の「昔」という語に着目して見てきた。経典からの引用箇所などから、『靈異記』が過去を示す際に「昔」という語を作為的に、好んで用いる傾向があることがうかがわれた。『靈異記』の「昔」は、その和語としての字義どおり「今」と「断絶」した過去を意味していることがわかった。特に時代における用法では、「昔」はほぼ一定して平城京以前を指す。平安初期に生きた景戒からすれば、平城京以前は、相対的に時間の隔たった過去として受け止められたことによるのだろう。しかし、それ以上に、仏教を広めようと志す景戒には、伝えたい重要な過去があった。それは、仏教の因果応報が説く、「生前」や「前世」といった過去である。このような、今生から「断絶」した過去を表すのに、「昔」は最も都合のよい表現だったといえよう。

景戒は、『古事記』『日本書紀』『風土記』といった日本上代文献

の用法を引き継ぎ、『冥報記』などの中国仏教説話集の用例を享受しながら、和語としての「むかし」にもかなう形で、新しい仏教説話集としての過去を描こうと試みたのではないだろうか。

## 注

- (1) 小泉道「日本靈異記と続日本紀」〔万葉〕一四四 一九九二年九月。  
引用部の傍線は荒川が付した。
- (2) 「昔」を使用する説話は上・十、上・十八、上・十九、上・二十一、上・三十三、上・三十四。  
時代が不明な説話は、上・四（後半）、上・七、上・十二、上・十六、上・十七、上・二十、上・二十二、上・二十七、上・二十九、上・三十五、中・八、中・十五、中・二十、中・三十、中・四十、下・一（後半）。そのうち、時代が推測できるものは、上・七、上・十一、上・十七、中・八、中・四十である。  
時代表記があいまいな説話は、上・十五、上・二十四、中・二十九、下・三十七。
- (3) 築島裕『訓点語彙集成』第七卷（汲古書院 二〇〇九年一月）
- (4) 日本国語大辞典第二版編集委員会、小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典』第十二卷「むかし」の項。（小学館 二〇〇一年十二月）
- (5) 中村幸彦、岡見正雄、阪倉篤義編『角川古語大辞典』第五卷「むかし」の項。（角川書店、一九九九年三月）
- (6) 藤井貞和「コトノモト・モト・ムカシ」『物語文学成立史・フルコト・カタリ・モノガタリ』（東京大学出版会 一九八七年十二月、橋本雅之「古風土記がめざしたもの」『古風土記の研究』（和泉書院 二〇〇七年一月。初出：『古風土記における過去と現在―古風土記編纂の視点―』『古事記年報』四三三号、二〇〇一年一月、「古風土記における「古」と「昔」」『風土記研究』二六号、二〇〇一年十二月）、坂部恵「かたり」の時間―いまは「むかし」かたり…物語の文法（ちくま学芸文庫 二〇〇八年二月、弘文堂一九九〇年刊の再刊）、兵藤裕己「平安時代の「物語」と物語文学」『王権と物語』（岩波現代文庫 二〇一〇年十二月、青弓社一九八九年刊の再刊。初出：小森陽一ほか編『岩波講座 文学3 物語から小説へ』岩波書店 二〇〇二年）などがあげられる。
- (7) 西郷信綱「神話と昔話」『西郷信綱著作集』第三卷（平凡社 二〇一一年六月、一二〇、一二二頁 初出：『子どもの館』一九七六年四月号）
- (8) 西郷 前掲論文 注（7）一二五頁、一二七頁
- (9) 松本直樹「出雲国風土記注釈」〔新典社 二〇〇七年十一月、三七〇頁）
- (10) 秋本吉郎「地名記事の型とその意義」『風土記の研究』（大阪経済大学後援会 一九六三年十月、九一―三頁）  
秋本氏の掲げた用例は、以下のとおりである。  
肥前国者 本與肥後国 合為二国。昔者、磯城瑞離宮御宇御間城天皇之世、云々。（肥前国名、肥後国名も同様）  
貽和里松丘北邊、有馬墓池。昔、大長谷天皇御世、云々。（播磨・飴磨郡）  
老老曰、昔、美麻貴天皇馭宇之世、云々。（常陸・新治郡）
- (11) 秋本前掲論文 注（10）九〇八、九〇九頁
- (12) 小泉道校注『新潮日本古典集成 日本靈異記』（新潮社、一九八四年十二月、五三頁頭注二四）
- (13) 『日本国語大辞典』前掲注（4）
- (14) 諸橋轍次著、鎌田正、米山寅太郎修訂『大漢和辞典』修訂第二版「時」の項。（大修館書店）
- (15) 狩谷掖斎『日本靈異記攷証』（与謝野寛、正宗敦夫、與謝野晶子編纂校訂『狩谷掖斎全集』第二、日本古典全集刊行会、一九二六年一月）
- (16) 中国のことがらを語る用例は、卷十九に四例、卷二十五に一例、計五例みられる。
- (17) 『続日本紀』における「昔」の用例は、全部で二十例。中国のことがらを

語る用例は、巻一、巻四、巻九、巻二十、巻二十九、巻三十三にそれぞれ一例ずつ、巻六に二例の合計八例みられる。

※『日本霊異記』本文の引用は、『新日本古典文学大系』（出雲路修校注 岩波書店 一九九六年十二月）によった。割注の部分は、「」で示すようにした。なお、本稿は用字の検討であるため、適宜私に改めたところがある。また、説話の話数を、略称で記した箇所がある。（たとえば、「上・一」は、「上巻第一縁」の意である。）

※『顔氏家訓』の引用は『顔氏家訓集解』（王利器撰 中華書局 一九九三年）による。なお、訓点を付すにあたって『顔氏家訓』（宇野精一 明徳出版社 一九八二年十月）を参考にした。

※『一切経音義』の引用は『一切経音義 中』（玄応撰 主編：築島裕 解題：小林芳規 『古辞書音義集成』第八巻 汲古書院 一九八〇年十一月）によった。訓点は『新日本古典文学大系 日本霊異記』を参考にした。

※その他の経典の引用は、『大正新脩大藏経』（高楠順次郎編輯 大正一切経刊行会）によった。訓点のないものは、『日本国現報善悪霊異記註釋』（松浦貞俊校注 大東文化大学東洋研究所 一九七三年六月）、『新日本古典文学大系 日本霊異記』を参考に訓点を付した。

※本稿は、平成二十四年度早稲田大学国文学会秋季大会（平成二十四年十二月一日、於早稲田大学）での口頭発表に基づいています。席上、また稿を成すにあたりまして、ご教示を賜りました先生方に厚く御礼申し上げます。

